

平成 31 年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会
3 R 普及促進事業に係る広報・啓発物作成業務仕様書

本仕様書は、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（以下「委託者」という。）が企画提案を募集する「平成 31 年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会 3 R 普及促進事業に係る広報・啓発物作成業務」に関する事項について定める。

1 目的

本事業は、日本国内全体で年間約 643 万トン発生している(平成 28 年度推計)食品ロスを削減するために、一般消費者を主な対象とした啓発用の動画を作成する。消費者が食品の賞味期限切れ等について日頃から意識し、食べ残しをできるだけしないなど、自治体の庁舎に限らず飲食店、食品小売店などの店頭においても上映可能な動画を作成し、食品を無駄にしないライフスタイルの実践を呼びかけることにより、食品ロスの削減を図り、3 Rのうち発生抑制「リデュース」を推進することを目的として実施するものである。

2 事業の対象

九都県市域内（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市を範囲とする。）に居住する消費者等

3 契約期間

契約締結日から令和元年 10 月 1 日（火）まで

ただし、成果物の納品は、令和元年 9 月 20 日（金）まで

4 業務内容

(1) 主な啓発内容

- ・消費者が身近な題材から、食品のサプライチェーンを遡って食品ロスの発生要因や仕組みについて理解を深める構成とする。
- ・単に食品ロスの削減といった内容に限定せず、サプライチェーンを通じた資源やエネルギーの消費、また、CO₂ 排出の問題についても食品ロスに関連する諸問題として啓発内容に含めるものとする。
- ・消費者一人ひとりが食べ物を大事にしていくことで、食べ物を無駄にしないライフスタイルへと転換が進んでいくというメッセージを内在させる。
- ・啓発対象は、外国人を含む小学校高学年から高齢者までの幅広い世代とし、対象者が理解できる内容とする。
- ・撮影する商品や店舗について特定の社名やブランド名等が映りこむことがないよう

に十分注意する。

- ・今後社会の中心を担う現役の大学生等との連携を検討し実施する。

(2) 啓発用動画の規格等について

- ・本業務により製作する動画は、3分間、1分間、15秒間の3種類とする。
 - ・1分間、15秒間の動画は3分間の動画から抽出再編集して作成する。
 - ・3分間、1分間動画には、日本語のナレーションを付ける。
 - ・3分間、1分間動画について、日本語・英語の字幕を付ける形の2種類で用意すること。
 - ・15秒間の動画については、必要に応じ、日本語のナレーション及び日本語・英語の字幕を用意すること。
 - ・主な再生方法 YouTube 動画配信、PC、デジタルサイネージ、DVD
- ※ 下記映像音響仕様は参考とし、上記再生方法により適度な映像音響が確保できれば、下記の仕様でなくても問題ない。
- ・主なファイル種別 MP4（映像MPEG4、音響MP3）

参考映像品質

解像度	16:9FHD 相当 (1920×1080pixel)
ビットレート	5Mbps 程度
フレームレート	20fps 程度

参考音響品質

ビットレート	16bit
サンプル周波数	48kHz

(3) 啓発用動画制作の絵コンテの作成提出

- ・動画の製作前に動画の絵コンテを提出し、発注者と映像の内容やストーリー流れ等について事前に十分に打合せを行う。
- ・ナレーションの内容についても映像製作前に、ナレーターや読み原稿等について概略の認識合わせを行う。
- ・発注者と調整した絵コンテを九都県市首脳会議の委員会に提示し、同意を得てから製作を開始する。なお、意見が付された場合にはできるだけ反映するものとする。

(4) 動画PR用チラシの作成

- ・事業者や学校等に対して、本業務で作成した動画の放映や視聴を依頼する際に、動画の内容が一目で理解できる宣伝用のチラシ（A4表裏）を作成する。
- ・チラシの掲載概要を発注者と打合せの上、2案程度デザイン案を作成する。
- ・決定したデザイン案を2回程度修正、校正しチラシを完成する。

- ・作成したチラシは、データ形式（Adobe illustrator 及び PDF）で、納品する。
- (5) その他動画 PR に関する効果的な手法
- ・動画閲覧を促す効果的な手法について、企画提案し実施すること。
※ 詳細は委託者と受託者協議の上決定する。
- (6) 納品方法
- ・絵コンテ 一式
 - ・動画 視聴用 DVD10 枚、ファイル形式で保存したメディア 10 枚
 - ・チラシ データ形式（2 形式）で保存したメディア 10 枚
 - ・納品場所 東京都新宿区西新宿 2-8-1
東京都庁第二本庁舎 19 階北側
東京都環境局資源循環推進部計画課
 - ・納品日 令和元年 9 月 20 日（金）

6 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに作業計画書を委託者に提出すること。
- (2) 円滑に本事業を進めるため、委託者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。
- (3) 業務内容及び業務の進め方については事前に委託者と協議すること。
また、業務の進行状況等について、委託者に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (4) 委託者から依頼があったときは、委託者が設置する部会等に参加し、進捗状況の報告等を行うこと。
また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。
- (5) 業務内容は第三者に漏えいしてはならない。委託期間終了後も同様である。
- (6) 映像及びチラシ等のデザイン、キャッチコピー等の権利は委託者に譲渡すること。
- (7) 本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任を以って処理する。
- (8) この契約の履行に当たって、個人情報の適正な処理のために必要な措置を講じること。

7 連絡体制等

受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、委託者へ報告すること。また、障害が発生した時は、障害の内容及び対応経過を委託者へ報告すること。

8 事業担当

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

(東京都環境局資源循環推進部計画課)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 : 03-5388-3593

F A X : 03-5388-1381

E-Mail : S0000635@section.metro.tokyo.jp